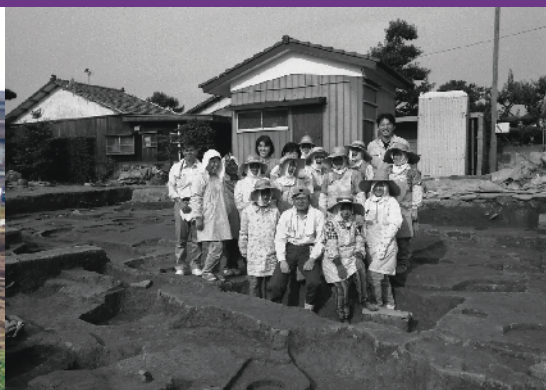




史跡筑後国府跡 保存活用計画

-史跡筑後国府跡保存活用計画-
【概要版】

令和2年(2020)3月
久留米市教育委員会



計画策定の沿革と目的

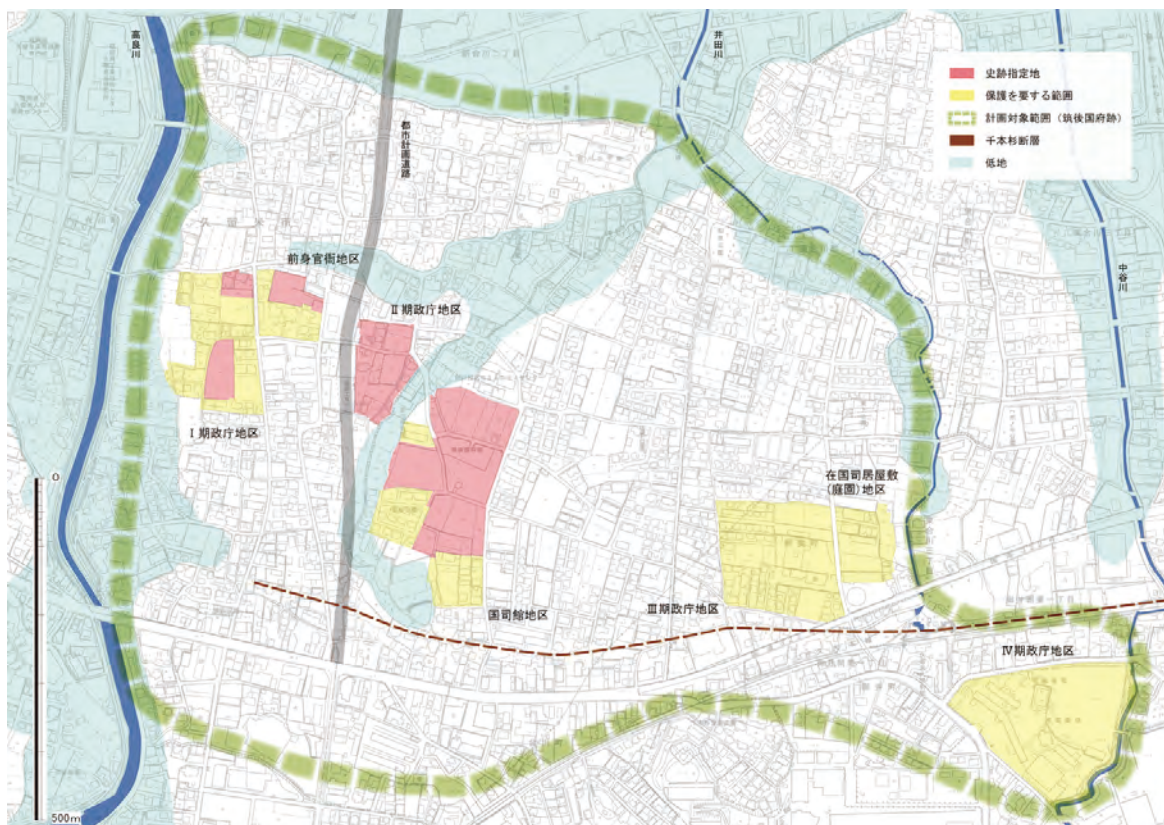
近年は、文化財をまちづくりに活かしつつその継承に取り組むことと、地域において文化財を計画的に保存・活用することが求められています。これを実現するために、平成31年（2019）4月に文化財保護法が改正され、保存活用計画を策定することが明記されました。

本計画では、筑後国府跡の大切さ、その保存活用に関わる考え方、効果的な保存と活用の方法および取組を明確にします。また、筑後国府跡の価値を市民や地域住民と共有して、筑後国府跡を将来に確実に保存し、教育、文化、観光、健康づくりなどのまちづくりにも活用していくことを目的とします。

計画対象範囲

計画対象範囲は以下の通りです。

計画対象範囲 (筑後国府跡)	史跡指定地	既に国の指定を受けた範囲で、計画対象の中心となる部分です。
	保護を要する範囲	筑後国府に関わる大事な遺構が確認された範囲です。このため、史跡指定地との一体的な保存・活用が望まれる場所です。
	その他の範囲	発掘調査の結果、古代の遺構が広がっていることが想定される範囲で、加えて、往時を偲ぶ地形や神社が残っています。「史跡指定地」の保存・活用に役立てるために対象範囲に含みます。



計画対象範囲図

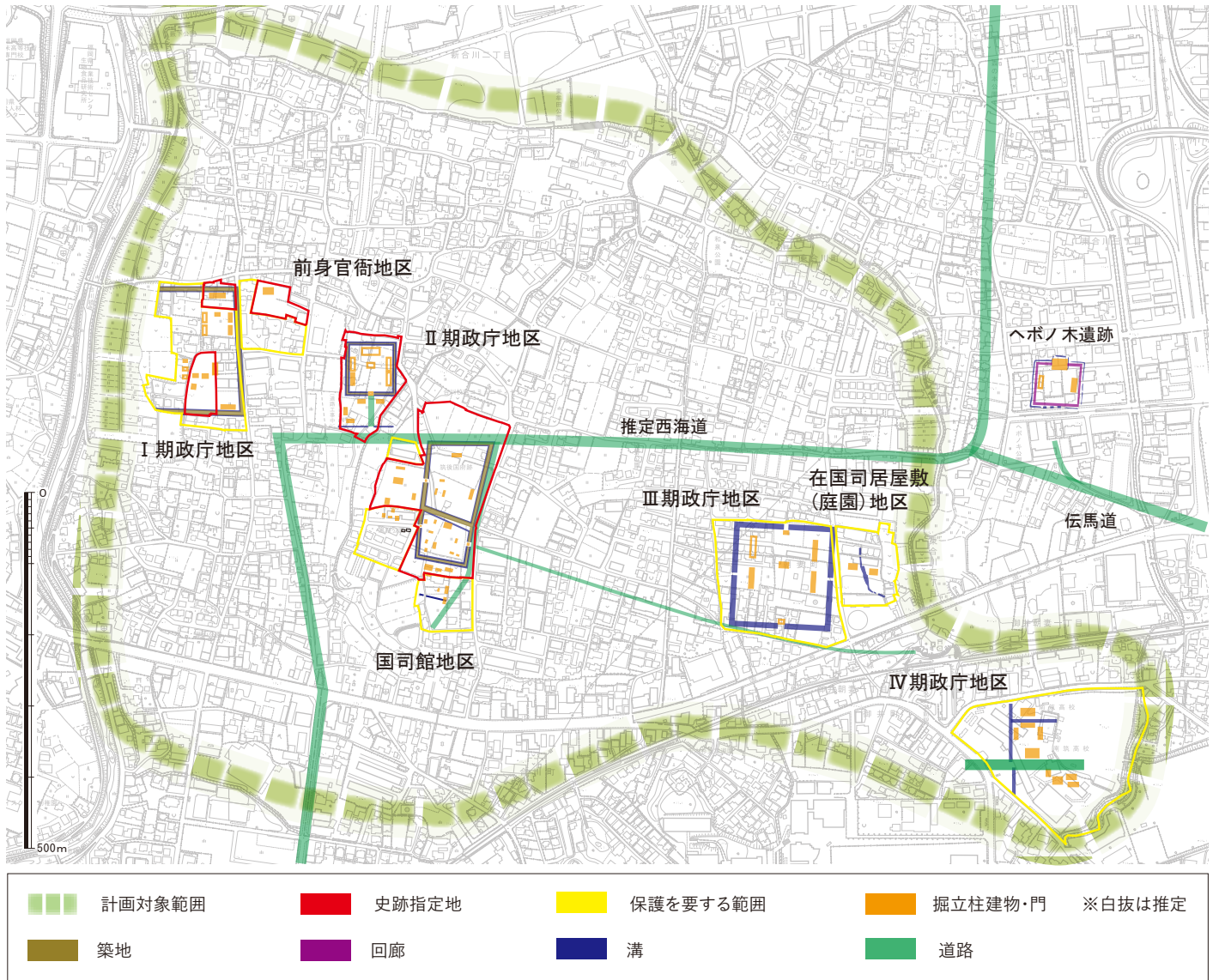
筑後国府跡の概要

筑後国府跡は高良山西麓の台地上に位置する合川町を中心に、東西約 1.3km、南北約 1.0km の範囲に広がる遺跡です。「国府」とは、古代において国ごとに設置された政治的拠点であり、現代の県庁に相当します。遺跡の発掘調査は、昭和 36 年（1961）の九州大学考古学研究室による調査にはじまり、以来半世紀以上にわたり継続しています。

これまでの調査で特筆すべき点は次のとおりです。

- 国府の前身となる中枢施設が確認されました。
- I 期政庁から IV 期政庁まで、約 500 年の間に 3 回移転していることが明らかになりました。
- II 期政庁に伴う国司館跡と、関連施設が確認されました。
- 『高良記』にみえる在国司居屋敷の所在が判明しました。
- 筑後国府跡は都市的空間をもった遺跡であることが分かってきました。

地区名	時期	調査結果概要
前身官衙	7 世紀中頃 ～ 7 世紀後半	「官衙」とは、古代の役所の総称です。663 年の白村江の戦いなど、朝鮮半島を巡り東アジアの社会情勢が不安定だった頃、大宰府を防衛するための施設として設置されました。
I 期政庁	7 世紀末頃 ～ 8 世紀中頃	「政庁」とは、役所の中でも中枢となる施設です。筑後国が成立した 7 世紀末頃に造営されました。区画内の北東部では正殿・脇殿・前殿にあたる掘立柱建物群、中央南寄りでは倉庫群などが発見されました。
II 期政庁	8 世紀中頃 ～ 10 世紀中頃	政庁の規模は南北約 75m、東西 67.5m を測ります。西脇殿の調査では、8 世紀中頃から 10 世紀中頃にかけて建替えが行われたことや、瓦葺きの礎石建物となる時期があることも判明しています。
III 期政庁	10 世紀中頃 ～ 11 世紀後半	全国最大規模の政庁で、南北長 141m、東西長 137m を測ります。政庁北側に八脚門、東西中央部にも出入り口を設けています。高良大社所蔵の『高良記』が伝える「古符」に比定されています。
IV 期政庁	11 世紀後半 ～ 12 世紀後半	『高良記』は、1073 年に「古符」が「今ノ符」へ移転したことを伝えています。この「今ノ符」と考えられるのが、IV 期政庁です。11 世紀後半から 12 世紀後半までの官衙的な建物が検出されるとともに、政庁・正倉・館と考えられるブロックが確認されています。
国司館	9 世紀後半	国司館は、国府の長官である国司の住宅です。内部からは多数の掘立柱建物や、硯、輸入陶磁器、国産陶器、墨書土器などの遺物が出土しました。墨書土器「守館」が、国司館とする根拠になっており、『日本三代実録』に記された筑後守都朝臣御西の殺害の舞台と考えられます。
在国司居屋敷	11 世紀末 ～ 12 世紀後半	在国司居屋敷も国司の住宅のことを指します。朝妻地区内の発掘調査では、邸宅部と庭園部を確認しました。庭園部では曲水の宴が興じられたと推察される礎水遺構を検出しています。また、イスラム陶器の出土は特筆に値します。『高良記』は「アサツマハ、在国司居屋敷ナリ」と伝えています。



主要遺構分布図



前身官衙地区：中枢施設



I期政庁地区：脇殿



II期政庁地区：築地基底部



III期政庁地区：八脚門



IV期政庁地区：政庁域（整備後）

筑後国府跡の価値

筑後国府跡は、文化財として国指定史跡にも認められた本質的価値に加え、住宅地における貴重なオープンスペースとして、まちづくりの観点にたった現代的価値も有しています。

(1) 本質的価値

律令国家の確立期から中世に至る政治状況の変遷を示す遺跡

筑後国府に遡る官衙である前身官衙は、7世紀中頃に筑紫平野における大宰府防衛の拠点として設置されました。この軍事的性格を踏襲し、誕生したのが筑後国府のⅠ期政庁です。以後、地方支配の拠点として行政府の役割を担うことになります。

8世紀中頃になると九州を統括した大宰府に倣ってⅡ期政庁が造成され、その後、10世紀中頃には、藤原純友の乱によって情勢が不安定であった大宰府への警戒強化等のため、全国最大規模となるⅢ期政庁が造られました。

11世紀後半を迎え横道地区へと移転したⅣ期政庁は、『筑後国検交替使実録帳』によれば13世紀前半の武家社会の胎動期まで存続したと推察されます。

都市形成の原点を物語る遺跡

筑後国府の中核施設であった政庁は、枝光台地端部から、高良山方面へと3度移転しています。筑後国の政庁が500年もの長い年月、限られた範囲に設置され続けた事実は、合川の地が都市形成、統治・行政機能を考える上で重要な拠点であったことを物語っています。

筑後国府を中心に成立していた都市としての拠点性は、筑後国府が役割を終えた後も、高良山西麓に位置する筑後府中へと引き継がれました。筑後府中は高良社の門前町として発展し、近世には、薩摩坊ノ津街道が整備されたことで、明治初期まで宿場町としての役割も担いました。

現代に至り本市は九州自動車道、国道、鉄道などの交通網が発達するとともに、居住性の向上と商業施設等の充実が図られ、人々が集う大きな街となっています。

古代合川の地に花開いた都市としての拠点性は現在の久留米市へと受け継がれ、今なお福岡県南部の中心都市として発展し続けています。

全国の国府研究のモデルとなる遺跡

本市は約半世紀にわたり筑後国府跡の調査に取り組んでいます。調査によって、政庁、国司館などに関する遺構・遺物が良好な状態で残っていることが判明し、多くの研究成果を生んできました。

例えば、発掘された豊富な遺物は、筑後川に近接した交通の結節点にある筑後国府が水陸交通を介して他国や海外と結ばれ、人々の交流・交易を促がし、筑後国の政治、経済、文化の中心となった地方都市であったことの物証といえます。

良好な考古資料の発見と蓄積は、古代地方官衙の構造や変遷、在地社会をめぐる研究等に大いに役立っており、現在、筑後国府跡は全国の国府研究のモデルになっています。



緑釉陶器香炉

(2) 現代的価値

郷土愛を育み、今後のまちづくりにも寄与する遺跡

多くの人々が筑後国府跡を訪れ、オープンスペースを利活用することは、市民や地域住民に郷土に対する愛着と誇りをもたらすと同時に、筑後国府跡の価値を知り、次世代へ守り伝えていく契機となると考えます。

また、この地は筑後川の水と高良山の緑に囲まれた自然環境の中であって、市内でも有数の歴史遺産の宝庫です。今後は、筑後国府跡とこれら歴史遺産を市民や地域住民とともに一体的に活用していくことが、本市のひとづくり、まちづくりにつながると期待されます。

基本理念

筑後国府跡は、古代史を紐解く上で重要な遺跡であるとともに、合川の地に花開いた都市機能が古代から現代へと続く筑後地域の歴史の原点を語る上で欠かせない遺跡です。

貴重な価値を持つ筑後国府跡を将来にわたって継承していくためには、活用をとおして筑後国府跡の認知度を高めつつ、保存に対する市民意識を醸成していくことが求められます。

本市は、筑後国府跡の周知を図るため、周辺の歴史遺産等と一体となった活用を行うとともに、多くの人々が集い、学び、憩うことができるオープンスペースとしての魅力も整えていきます。

こうした中で、筑後国府跡を市民や地域住民の郷土愛を醸成するひとづくりやまちづくりの場とし、もって筑後国府跡の持続可能な保存管理を実現し、久留米の宝として筑後国府跡を未来へと継承していくことを基本理念とします。

また、基本理念を簡潔に表すものとして「未来へつなげよう 久留米の宝 筑後国府跡」をそのキャッチコピーとします。

未来へつなげよう 久留米の宝 筑後国府跡



基本方針と方向性

基本理念の実現に向けて、4つの基本方針を掲げ、それぞれの方向性を定めます。

(1) 保存管理

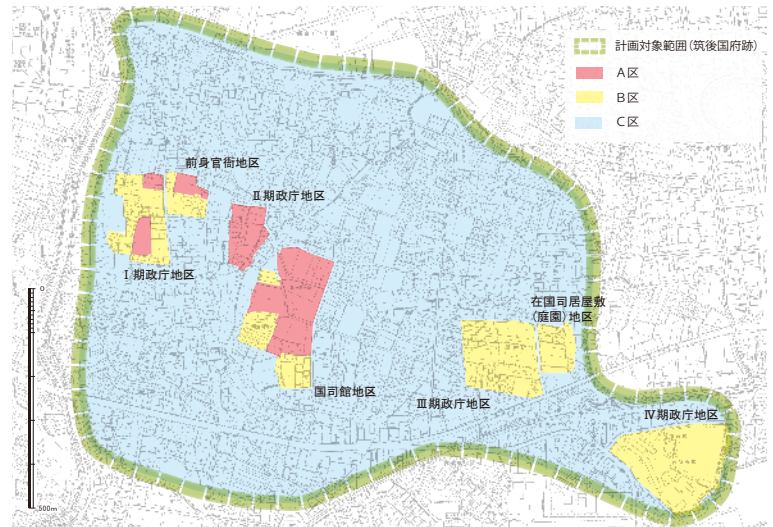
①基本方針

筑後国府跡が有する本質的価値の保存と未来への継承に求められる保存管理の適切な推進を目指します。

②方向性

3地区を設定し、筑後国府跡の一体的かつ適正な保存管理に取り組みます。

土地所有者等の協力のもと、各地区の遺構の内容や土地の利用状況に合わせて保存管理を行います。また、A区については公有化を進め、B・C区であっても政庁や国司館を構成する遺構の保存に努力し、必要に応じて追加指定を検討します。発掘調査は、今後の保存活用および筑後国府の実態をより明解にすることに留意し、実施します。



地区区分図

<p>A区</p>	<p>史跡指定地</p>	<p>[概要] 文化財保護法第109条により史跡に指定された土地で、政庁や国司館を構成する遺構・遺物が確認されています。II期政庁地区全域と前身官街地区・I期政庁地区・国司館地区の一部にあたります。 [目指す方向] 本質的価値を構成する要素を確実に保存します。</p>
<p>B区</p>	<p>保護を要する範囲</p>	<p>[概要] 土木工事等に先立って文化財保護法第93条、第94条による届出が必要な地区です。史跡指定地外ですが、発掘調査によって政庁や国司館を構成する遺構・遺物が発見された範囲、もしくは発見される可能性が高い範囲です。 [目指す方向] A区に準じる地区とし、本質的価値の保存に万全を期します。</p>
<p>C区</p>	<p>その他の範囲</p>	<p>[概要] 土木工事等に先立って埋蔵文化財包蔵の有無を確認する地区です。史跡指定地外ですが、古代の道路、溝等の遺構・遺物や自然地形、また、縄文時代から近世に至る遺構・遺物が広く分布する範囲です。 [目指す方向] 遺構・遺物の保存への協力を求めます。</p>

(2) 活用

①基本方針

市民や地域住民をはじめとするより多くの人々と筑後国府跡の価値や魅力を共有していく活用の推進を目指します。

②方向性

郷土に対する愛着や誇りを育む学びの場、交流の場としての活用を推進します。さらに、活用の効果を高めるため、周辺に所在する歴史遺産や公共施設等との一体的な活用の推進に取り組みます。



遺跡見学イメージ

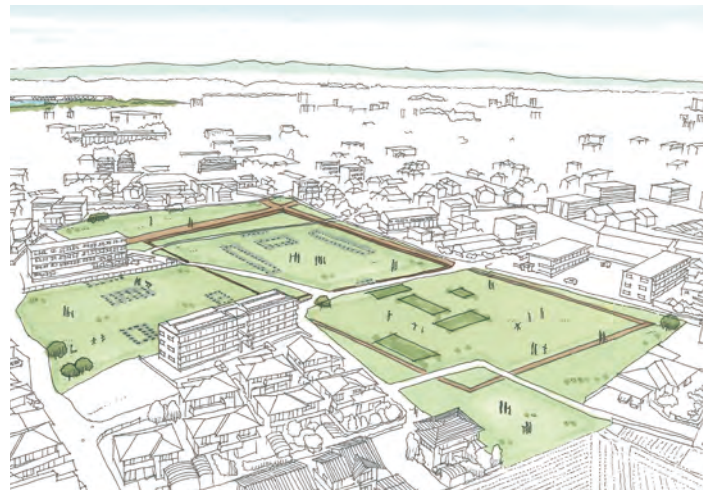
(3) 整備

①基本方針

筑後国府跡が、地域住民や来訪者にとって、快適かつ安心して学び、憩い、集うことができる場となり、将来にわたって筑後国府跡を継承できる整備の推進を目指します。

②方向性

事業期間や整備範囲、施設等を定めた整備基本計画等を策定します。策定にあたっては、各地区が有する歴史的特性、地域住民の意見などを踏まえ、学習や体験・体感できる空間、日常生活で利用できる空間および地域活動などに利用できる空間等を検討します。



国司館地区整備イメージ

(4) 運営・体制

①基本方針

筑後国府跡の保存活用をひとつくり、まちづくりにつなげるために、地域・市・関係機関が緊密に連携することで実現される持続可能な運営・体制の構築を目指します。

②方向性

運営にあたっては土地の所有者や占有者等に理解・協力を求め、地域との連携・協働による運営体制の構築に取り組みます。関係機関との連携にあたっては、文化庁・福岡県文化財保護課と協議し、指導・助言を仰ぎながら、その他関係機関との連携強化に取り組みます。



【問合せ先】

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市 市民文化部 文化財保護課

TEL：0942-30-9322 FAX：0942-30-9714

※この印影は、天平10年(738)の『筑後国正税帳』にみえる筑後国印です。